

左近山特別支援学校いじめ防止基本方針

令和元年4月1日 策定

I いじめ防止に向けた学校の考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号 第一章総則 定義 第二条より）

「いじめ」は、あくまで故意にそのねらいをもって行われるものであって、いわゆる他害行為や人に対するこだわり等、障害に起因するものは含まない。

2 いじめ防止等に向けての基本理念

本校の児童生徒は、障害の状態や教育的ニーズが多様であり、学校は他者を意識し、他人とのかかわりによって、自己の存在を認識する場である。それゆえに温かな人間関係と、安心と安全の中で、のびのびと学習し生活できる環境が必要である。本校の児童生徒の多くが自分の思いの発信を学習課題の一つとしており、悲しみや苦痛や疎外感を発信することが難しい実態であるが、いじめは本校の児童生徒にも起こる最も身近な人権侵害として全職員が深く認識することが大切である。

II 組織の設置及び組織的な取り組み

1 「左近山特別支援学校いじめ防止対策委員会」の設置

組織の構成員

校長、副校長、教務主任、学級代表、人権部長、人権部員

※必要に応じて、心理や福祉の専門家に参加を求める。

2 組織の役割

(1) 未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認定期的検証

(PDCA サイクル)

(2) 人権部と連携しながら、教職員の共通理解と意識啓発

(3) 児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

(4) 個別面談や相談の受け入れ(相談事例の把握と集約⇒必要により委員会の招集)

(5) いじめ事案や重大事態への対応

3 年間計画

	全校	クラス、学年、グループ等
通年	・「学校いじめ防止基本方針」の推進と改善 ・他機関との連携	・一人ひとりを大切にした教育を行う。 ・月1回、いじめ防止対策委員会にていじめについての情報共有をする。
前期	・人権研修会	・保護者懇談会や家庭訪問を通じて、全職員が児童生徒と共通理解し、保護者と連携する。
後期	・「学校いじめ防止基本方針」の検証	・個人面談等を通じ、保護者と連携する。

Ⅲ いじめ防止及び早期発見のための取り組み

1 いじめ防止への取り組み

すべての児童生徒が参加・活躍できる授業・わかる授業を研究、実践する。

2 いじめの早期発見

○些細な兆候を見逃さず、「いじめ」ではないかという疑いをもって、早い段階からの確に関りを持ち、いじめを隠したり、軽視したりすることなく積極的に認知しようとする。

○日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう、アンテナを高くもつ。

(定期的な教育相談の実施、連絡帳や面談・家庭訪問の機会の活用など)

3 いじめに対する措置

- ① いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開き、組織的に対応する。
- ② 被害児童生徒及び保護者への支援と共に、加害児童生徒及び保護者への指導・支援を行う。
- ③ 児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合は直ちに警察に通報する。

4 いじめの解消

○いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月以上止んでいること
- ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

○いじめが解消に至るまでは「3 いじめに対する措置」に基づいて、学校全体で組織的かつ継続的な対応をする。

5 研修等の実施

○人権研修の充実を図る。教職員自身も児童生徒へのかかわりについて真摯に検証する。

○特別支援教育コーディネーターによる研修の充実を図る。

IV 重大事態への対処

1 重大事態とは

「重大事態」とは以下のような場合をいう。(いじめ防止対策推進法 第28条より)

- | | |
|--------|--|
| いじめにより | <ul style="list-style-type: none">● 心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき● 児童生徒が自殺を企図した場合● 身体に重大な障害を負った場合● 金品等に重大な被害を被った場合● 精神性の疾患を発症した場合● 児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき● 児童生徒や保護者から、いじめられている重大事態に至ったという申立てがあったとき |
|--------|--|

※「相当の時間」とは、国の示す不登校の定義を踏まえ、年間30日間を目安とする。

※日数等にとらわれることなく、個々のケースを十分に把握したうえで重大事態かどうか判断し、報告調査等に当たる。

○本校における重大事態のとりえ

児童生徒、保護者からの申し立てによるものだけでなく、教職員、その他かわりのあるすべてのものからの報告について「いじめ事案」としてとらえる。その上で、児童生徒の存在への無視または否定、肉体的苦痛や精神的苦痛を伴う行為全般を人権侵害、尊厳に対する冒とくととらえ、重大事態と認知する。

2 重大事態の報告

本校では、いじめは重大な人権侵害事案ととらえ、直ちに教育委員会特別支援教育課に報告する。

3 重大事態の調査

学校は、「いじめ防止対策委員会」を開催し、重大事態の発生に速やかに対処する。そのために、適切な方法により調査を行い、事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。学校が事実に向き合うことで、同種の事態の再発防止を図る。調査結果については、教育委員会に報告する。

V いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回の点検を行い、必要に応じて組織や取り組みなどの見直しを行い、公表する。(PDCA サイクル) 必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。